

4 評議員及び評議員会について

評議員の資格は

- 評議員は「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」から選任しなければなりません。
- 法人、成年被後見人、被保佐人、解散を命じられた社会福祉法人の役員並びに一定の刑に処せられその執行を終わるまで等の人は評議員となることはできません（これらの人は役員にもなれません。）。
- 当該社会福祉法人の理事、監事、職員は評議員を兼務することができません。
- 評議員又は役員の配偶者、三親等内の親族、その他の特殊な関係者も評議員になれない場合及び評議員総数の3分の1を超えてはならない場合があります。



【評議員における特殊な関係者】

A 当該評議員又は各役員（役員等）の婚姻届けをしていないが実質上同様の事情にある者、役員等の使用人、役員等からの金銭等により生計を維持している者及びこれらの配偶者などの外、役員等が評議員となっている他の社会福祉法人の役職員（ただし、役員等が他の社会福祉法人の評議員総数の半数を超える場合に限り。）

B 役員等が役員に就任している他の同一の団体の役職員（社会福祉法人を除く）及び国・地方公共団体等の職員

Aの該当者は評議員になれませんが、Bの該当者は当該社会福祉法人の評議員総数の3分の1以内であれば評議員になることが許容されます（則2の7、2の8）。



員数は

- 定款で定めた理事の員数を超える数でなければなりません。平成27年度決算において収益が4億円を超えない法人については、平成29年4月1日から3年間は4人以上としてもかまいません。

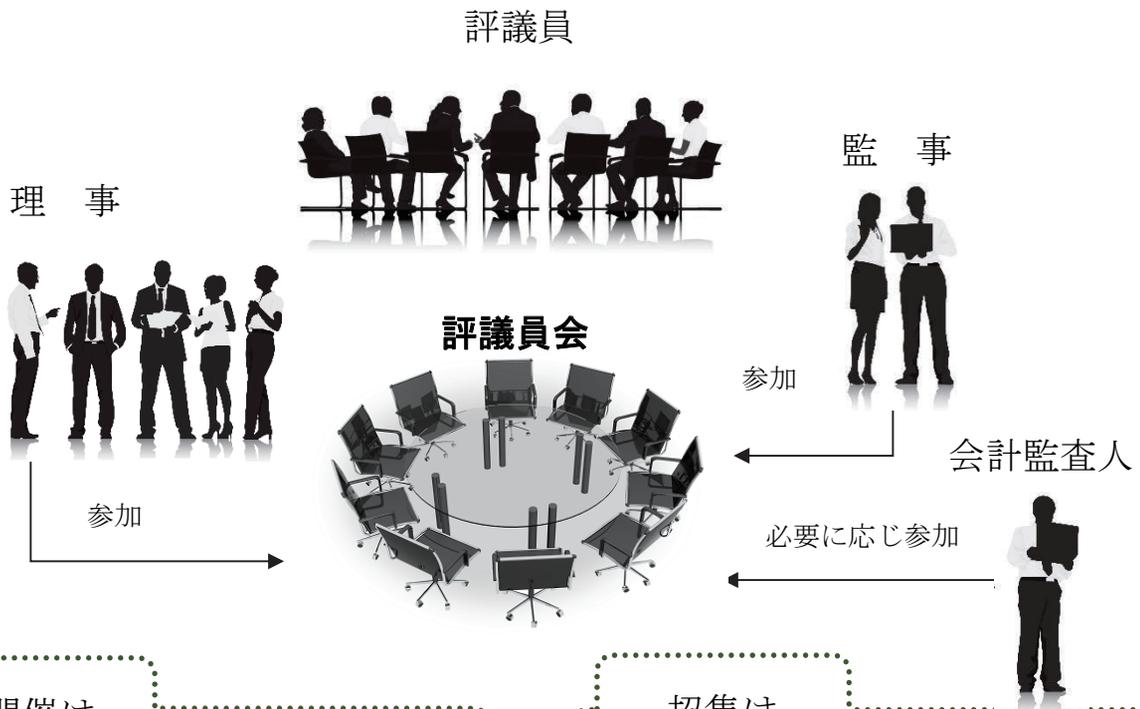
選任・解任の方法は

- 評議員を理事や理事会が選任すると規定する定款は無効です。それ以外の選任・解任方法を法律は規定していませんが、外部有識者を含めた評議員選任・解任委員会を設置し、この委員会が選任・解任する方法が国の通知で例示されています。

任期は

- 選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までですが、定款の規定により4年を6年まで伸長することもできます（この任期の数は、16ページの図を参照してください）。





開催は

- ・ 定時評議員会は、毎会計年度終了後、一定の時期に招集しなければなりません。一定の時期とは、計算書類の作成期限が会計年度（4月～翌年3月）終了後3か月以内とされているため、6月末日までとなります。
- ・ 定時評議員会の外、法人が必要ある場合はいつでも評議員会を招集できます。

招集は

- ・ 原則として理事（通常は理事長）が招集権者として招集します。
- ・ 理事会の決議により次の事項を決定する必要があります。
 - ① 評議員会の日時及び場所
 - ② 評議員会の目的である事項（議題）があるときは、当該事項
 - ③ 目的の事項に係る議案の概要
- ・ 招集権者が招集事項を記載した招集通知を、開催日の1週間前までに書面で発出する必要がありますが、1週間を定款で短縮することができます。

決議は

- ・ 評議員会は法令及び定款で定められた事項に限り決議することができます。
- ・ 議決権の行使については書面等による決議や代理人による決議は認められません。ただし、議決に加わることのできる評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされます（いわゆる「決議の省略」）。
- ・ 議決に加わることのできる評議員（特別の利害関係のある評議員は議決に加わることができません。）の過半数が出席し、その過半数をもって決議します（普通決議）。
- ・ 法律の規定する一定の議題については、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数をもって決議しなければなりません（特別決議）。

法令で規定する評議員会決議事項及び定款で定める決議事項

普通決議の事項	特別決議の事項
<ul style="list-style-type: none"> ○理事・監事・会計監査人の選任(法43①) ○理事・会計監査人の解任(法45の4①) ○理事・監事の報酬(法45の35②) ○計算書類の承認(法45の30) ○役員報酬基準の承認(法45の35②) ○社会福祉充実計画の承認(法55の2⑦) ○その他定款で任意的記載事項として規定した事項 例1: 事業報告を評議員会承認事項とする場合 例2: 評議員会運営規程を設ける場合 例3: その他の諸規程の一部を評議員会決議事項とする場合 例4: 施設の新設・大規模改修 	<ul style="list-style-type: none"> ○監事の解任(法45の4①) ○理事等の責任の一部免除(法45の20④、一般法人113①) ○定款の変更(法45の36①) ○解散(法46①) ○吸収合併により消滅又は存続する場合の吸収合併契約(法52) ○新設合併により消滅する場合の新設合併契約(法54の8)

